

(別紙様式2)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 滋賀県
農業委員会名： 近江八幡市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	4,160.0	171.0				4,330.0
経営耕地面積	4,181.0	120.0	87.0	3.0	30.0	4,301.0
遊休農地面積	6.6	1.0	1.0	0.0	0.0	7.6
農地台帳面積	4,136.2	244.5	238.6	5.9	0.0	4,380.7

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

農家数(戸)		農業者数(人)		経営数(経営)	
総農家数	1,685	農業就業者数	1,741	認定農業者	243
自給的農家数	330	女性	799	基本構想水準到達者	0
販売農家数	1,355	40代以下	99	認定新規就農者	2
主業農家数	160	※ 農林業センサスに基づいて記入。		農業参入法人	0
準主業農家数	274			集落営農経営	14
副業的農家数	921			特定農業団体	11
				集落営農組織	3

※ 農林業センサスに基づいて記入。
※ 農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数								
認定農業者	—							
女性	—							
40代以下	—							

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2年 3月 20日

	農業委員		定数	実数	地区数
	定数	実数			
農業委員数	22	22			
認定農業者	—	17			
認定農業者に準ずる者	—	0			
女性	—	1			
40代以下	—	0			
中立委員	—	1			

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	—	—	—

*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	4,330.0 ha	3,095.3 ha	71.5 %
課 題	認定農業者等の担い手が地域農業の相当部分を担う農業構造を確立するために、農地中間管理機構の活用と「人・農地プラン」の実質化を推進して、農地利用集積・集約化を積極的に支援する必要がある。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
3,117.6 ha	3,086.3 ha	0.5 ha	99.0 %

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「農委だより」や市HPを活用し、農地集積事業について農業者へ周知 ・認定農業者等の担い手への農地集積が進むよう農地中間管理機構との連携を図る。
活動実績	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「農委だより」や市HPを活用し、農地集積事業について農業者へ周知・啓発を行いました。 ・認定農業者等の担い手への農地集積が進むよう農地中間管理機構との連携を図りました。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	おおむね妥当な目標であった。
活動に対する評価	担い手への農地利用集積・集約化を図るために、農地中間管理事業、農業経営基盤強化促進事業を推進した。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	令和元年度(平成31年度)新規参入者数	平成30年度新規参入者数	平成29年度新規参入者数
	1 経営体	6 経営体	1 経営体
	令和元年度(平成31年度)新規参入者が取得した農地面積	平成30年度新規参入者が取得した農地面積	平成29年度新規参入者が取得した農地面積
	0.5 ha	2.5 ha	0.5 ha
課題	就農後の作目毎等に対する栽培技術や所得等の経営に関する支援体制。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
2 経営体	4 経営体	200.0 %
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
2 ha	4.6 ha	230 %

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	新規参入者を把握して、農地農業相談日等の活用を促し、支援体制の充実を図る。
活動実績	新規就農者に就農への営農計画等の聞き取りをおこなった。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	おおむね妥当な目標であった。
活動に対する評価	新規就農を促す活動であった。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A) 4,337.6 ha	遊休農地面積(B) 7.6 ha	割合(B/A×100) 0.18 %
課 題	農業者の高齢化と後継者不足により、遊休農地の発生が課題となっている。 これまで実施してきた遊休農地の発生防止の呼びかけや早期発見に努めることが重要であり、併せて速やかに所有者等への指導や耕作可能な農地にあつては担い手への利用集積推進と耕作困難な農地にあつては導入作物の提案などを併せておこなう必要がある。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
3.6 ha	3.20 ha	88.9 %

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		22 人	6月～7月	8月～9月	
	農地の利用状況調査	調査方法	農業委員による担当エリアの農地パトロール。状況報告をまとめ、農地部会、農政部会と合同で、農地パトロールを実施し、遊休農地の把握と違反転用の是正指導など農地の状況を調査。		
	農地の利用意向調査	調査実施時期:9月～10月			
活動実績	その他の活動				
	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		22 人	6月～7月	8月～9月	
	農地の利用意向調査	調査実施時期 9月～10月		調査結果取りまとめ時期 11月	
		第32条第1項第1号		第32条第1項第2号	第33条
		調査数:	42 筆	調査数:	0 筆
調査面積:		5.2 ha	調査面積:	0 ha	
その他の活動					

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	おおむね、妥当な目標であった。
活動に対する評価	農地パトロールにより、遊休農地の早期発見や指導を行い、優良農地の確保ができたと考えらる。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	4,330.0 ha	5.8 ha
課 題	毎年度、農地所有者へ文書・口頭指導を行っているが、是正されないケースが多い。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度実績

実 績①	増減(B-①)
5.3 ha	-0.5 ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	おおむね、妥当な目標であった。
活動実績	農地パトロールを実施し、農地所有者へ是正指導を行い、転用申請を提出してもらい一部適正化へ促すことができた。
活動に対する評価	農地所有者への是正指導により、一部適正化ができた。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数:43件、うち許可43件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	農業委員・事務局職員が申請書類の確認と審査し、申請者に聞き取りを実施している。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審査・審議をしている。			
	是正措置	-			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	43	件	
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0	件	
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載のうえホームページで公表している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30 日	処理期間(平均)	18 日
	是正措置	-			

2 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数:93件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請時に渡人の意思確認をし、担当農業委員・事務局職員が申請者(代理人含む)立会のもと現地確認をしました。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	毎月の総会において、事務局から法令に基づいて説明し、現地確認報告のあと、農業委員による審議を求めました。			
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録を作成のうえホームページで公表している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30 日	処理期間(平均)	18 日
	是正措置	-			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		41 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		41 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		0 法人
	提出しなかった理由	—	
	対応方針	—	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況	—	

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 1,090 件 公表時期 令和3年 3月 情報の提供方法: 市ホームページへの公表。 農業委員会だよりに掲載。
	是正措置	—
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 694 件 取りまとめ時期 令和3年 3月 情報の提供方法: 市ホームページで総会議事録公開
	是正措置	—
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 4,380 ha
		データ更新: 農地の利用状況調査結果、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、その他の補足調査を踏まえ、随時更新。
	公表:	全国農地ナビシステムを利用
是正措置	—	

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 — 〈対処内容〉 —
農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 — 〈対処内容〉 —

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数

1 件

提出先及び提出した意見の概要

	<p>● 意見事項</p> <p>1 担い手への農地利用集積に向けた具体的な推進について</p> <p>(1) 農地の利用調整は集落単位で行われることが基本ですが、「人・農地プラン」の作成率は51%と低い状況であることから、作成に向けた取組の強化が重要であり、作成されない原因等の究明を図るとともに、未策定集落に対し、農業委員会としても引き続き話し合いの場への参加やアンケート集計等に取り組むが、行政からも積極的な関与に努められたい。</p> <p>(2) 「人・農地プラン」を通じた、担い手への農地利用集積を農地中間管理事業と連携して進められたい。</p> <p>(3) 集落営農組織の強化を図るため、地域における定年帰農者や女性・若手リーダー・多様な価値観を持つ都市住民等を取り込んでいく、人材育成と法人化の推進に努め、さらなる農業・農村発展に努められたい。</p> <p>2 遊休農地解消の具体的な推進について</p> <p>(1) 農地や農業用水などを維持保全する活動など「世代をつなぐ農村まるごと保全向上事業」に本市では76%の地域で取り組まれているところである。近年、当該事業を実施していない集落や、事業を実施している集落でも事業対象から外れている農地があり、その農地が遊休化している。その発生防止・解消に向け、地域が主体性を持って対応できるよう「世代をつなぐ農村まるごと保全向上事業」に取り組まれるよう推進の強化に努められたい。</p> <p>また、地域により遊休農地が発生する理由が異なることから、土地改良区への働きかけや復田に向けた支援の助成等を行い、地域の担い手に集約できる仕組みを構築されたい。</p> <p>(2) 担い手利用外農地(個人経営体)の管理については、高齢化や後継者が市外に在住、または、相続できていない等の非農家化が進み、農地の適正管理ができず、遊休農地が多くみられる。地域又は新たな担い手に集約できる仕組みを構築されたい。</p> <p>(3) 鳥獣被害は経営環境の悪化等による遊休農地化の増加が危惧されている。獣害対策協議会を設置して日々対応しているところであるが、被害は今後も増加すると思われるため、引き続き市内全域の実態把握と地域要望に対応されたい。</p> <p>3 新規参入の促進に向けた具体的な推進について</p> <p>新規就農者は土地利用型農業より、高収益作物を目指している傾向がある。農業委員は、新規就農者の農地確保に向けて、農地の斡旋などの支援を引き続き行うが、県立農業大学校や農業技術振興センターとの連携により、新規就農者の受け入れや農業技術、農業経営などの指導の構築を図られたい。</p> <p>4 農業水利施設の保全更新について</p> <p>(1) 近江八幡市の農業水利はごく一部を除き、ほとんどがポンプアップでの送水で農業用水が賄われている。このため、農業水利施設の保全更新は、市の農業維持のためには必要不可欠である。また、農地や農業水利施設は農産物の生産だけでなく、琵琶湖及び農村の環境づくりに大切な役割を果たしている。これらの施設の多くは、土地改良区が管理されているが、集落営農組織の機能低下や農業従事者の高齢化などの社会情勢変化により、土地改良区の管理体制も脆弱化しつつある。農業の基盤である農業水利施設の保全更新は土地改良区でされているが、この保全更新に係る、農業者の負担軽減と今後も農業生産性の維持に努められたい。</p> <p>5 国、県への要望活動について</p> <p>(1) 農地等の利用の最適化推進には、付帯する排水路や農道の補修整備・更新、水源の確保が必須である。老朽化していて緊急を要する修繕などは継続的な支援を国、県に働きかけをされたい。</p> <p>(2) 自然災害は、全国各地で甚大な農作物被害をもたらしているところである。こうした被害は、農業経営に多大なる影響を与えることから、災害時は農業協同組合、農業共済組合等関係機関と連携して、被害状況の把握と被害を受けた農業者への支援要請を速やかに国、県に働きかけられたい。</p> <p>(3) 農作物の鳥獣被害は遊休農地の発生や農村集落の存続が危惧されているところである。そのため地域が主体となった取組への支援と複数の自治体が連携した広域的な取組への支援を長期的に講じるよう国に働きかけられたい。</p> <p>(4) 農業生産において、作業の効率化を目的として圃場の区画拡大等、農業の大規模化が図られており、結果、労働力の軽減に繋がるものの、農業機械は大型・高額化し、農業生産に欠かせない資材についても年々高額化している。特に区画拡大後の圃場における農作業には農業機械の大型化が必要であり、農業に欠かせない燃料費に関して、軽油取引税の課税免除措置の恒久化について、国に働きかけられたい。</p> <p>(5) 国では農業の大規模化を進めているところであるが、農村や農業地域・施設・文化を維持するためには、小規模農家をはじめとした多様な農業経営体を後押ししない農地地域自体が維持できない事態に陥ることが推測されることである。そのためにも、小規模農家を含めて地域農業を考える必要があり、大規模農業のみの支援ではなく、小規模農家への支援についても、国に働きかけられたい。</p>
--	--

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している